



◆十八番（福田妙美 議員） 質問通告に従い、順次質問をさせていただきます。

コミュニティーバス路線の実験運行について質問をさせていただきます。

平成十九年八月、二子玉川～宇奈根一丁目循環バスの喜多見団地方面までの延長運行を要望する、約千三百名の署名が区に提出されました。コミュニティーバス路線の実験運行に、来年度予算案に六百五十八・七万円計上されました。署名運動をされた方々が、やっと実験運行にまでたどり着いて本当にうれしいですと、本運行への大きな期待を寄せられています。

本運行につなげるためにも、実験運行中のバス交通の利用促進に対する自治体の取り組みは非常に大切です。利用促進のために、地域住民のニーズ把握と広報の二点が重要かと考えます。ニーズ把握には、アンケート調査のみならず、地域住民である町会・自治会の方から聞き取り調査を行うことで、調査する側が考えていない貴重な情報収集を可能とし、利用者のニーズに近づくことができます。また、地域全体でバス運行を支える雰囲気生まれてきます。

広報に関しては、自治会、町会のみならず、地域に存在する企業などにも区から情報提供をして、より多くの方に実験運行を利用していただく工夫もぜひお願いしたいと思います。

ここで二点質問いたします。

一点目に、先月実施した喜多見一丁目から四丁目のアンケート調査についてお聞かせください。

二点目に、地域ニーズの把握につながる調査並びに実験運行での利用者増加のための広報への区としての取り組みをお聞かせください。

続きまして、マンション管理について質問をさせていただきます。

平成十四年の調査結果をまとめた世田谷区マンション実態調査報告書によりますと、区内分譲マンションは約六万六千戸で、住宅総数の約一六％、昭和四十七年以前の建築が百七十五件、昭和五十七年以前建築が七百六十九件、調査から十年以上経過した現在、さらに修繕、建てかえが必要なマンションの増加が予測できます。まして災害による建物の損傷があれば、被害の大小にかかわらず、修繕や建てかえ問題が浮上してまいります。

分譲マンションの建てかえには、法律、建築、不動産、資金調達などの広範囲にわたる専門的な知識はもちろん、区分所有者の合意形成など、建てかえに至る道のりは非常に険しく、長い期間を要することが常であります。

平成十五年の住宅委員会でマンション建替え円滑化法の施行に対して、区への要望として、窓口など、どこに相談してよいかわからない、専門家の相談を受けにくいとの課題が挙げられていました。

現在、区のマンション相談はトラストまちづくりの住まいサポートセンターの住宅相談に含まれる形であり、マンション管理士による専門的相談は、一カ月に平日二回の昼間二時間となっております。これでは相談の日時の幅が狭く、かつ住宅相談の中に含まれてい



るため、窓口がわかりにくい状況であります。

マンション管理の適正化法、マンション建替え円滑化法などを踏まえ、増加するマンションに対して、今後の区としての相談窓口の充実を図るべきと考えます。

ここで二点質問いたします。

一点目に、今後のマンション実態調査について、区の見解をお聞かせください。

二点目に、今後のマンション相談の充実についてお聞かせください。

続きまして、インクルーシブ教育について質問をさせていただきます。

昨年の決算特別委員会でも質問をさせていただきました発達障害の児童生徒への在籍校での教育環境の整備について、本日はインクルーシブ教育という観点からお伺いをさせていただきます。

インクルーシブ教育とは、障害のある子どものみならず、困難を感じている全ての子どもたちを学校が包み込む、万人のための教育という、教育におけるユニバーサルデザインを目指したものであります。

先日、インクルーシブ教育を体系化し、市内全公立学校で実践をされている、日野市の日野第三小学校に会派で視察に行っていました。日野市では、通常学級での特別支援教育のスタンダード、通称ひのスタンダード、これですけれども、これを全小中学校二十五校の全教師約六百五十名で作成し、全公立学校で通常学級で実際に行う特別支援教育を実践されています。実際の授業を拝見させていただきました。

文字認識の困難支援を皆で音読することで理解を促す、外部からの刺激を制限するために、黒板の周囲に必要以外の情報が入らないように布などで目隠しをする。空白の時間の不適応の行動に対して、課題が早く終わった児童が友達のお助けに走ることで、自分の復習にもなり、自主的に友達を助ける心を学ぶ。

視察を終えますと、学校全体からあふれる相手を思いやる優しい心が私の心を温めてくれるのを感じました。

ひのスタンダードを市内の全公立学校で共通認識のもと実践されることで、担任がかわっても変わらない支援の継続が児童生徒の安心につながっているとのことでした。

さらに、日野市では安定した教育支援の継続のため、児童生徒の成長の過程と工夫をパソコン上に残し、学校全体で支援の内容を共有化しているそうです。もちろん学校外での閲覧は不可能とし、情報の漏えい防止をしているとのことでした。各教員の力量に任せるのではなく、区内の公立学校どこでも変わらない支援を受けられる体制を整えることの重要性を認識いたしました。

ここで質問をいたします。

一点目に、現在の世田谷区における発達障害の児童生徒に対する在籍校での対応についてお聞かせください。

二点目に、今後、全公立小学校で実践法の共有化ができるスタンダードの作成について見解をお聞かせください。



三点目に、世田谷区においても、安定と継続の教育支援体制のために情報の共有化が必要と考えます。区としての見解をお聞かせください。

最後に、中等度難聴児に対する補聴器購入費などの助成について質問をさせていただきます。

先日、烏山北小学校のきこえとことばの教室を拝見させていただきました。きこえの教室の児童たちは、聞き取りにくい会話の中の接続詞、助詞の使い方の指導を受けながらも、明るく会話をする姿が印象的でした。静かな場所での会話は順調ですが、少しでも雑音が入る廊下での聞き取りに苦勞をしている様子がかがえました。雑音は低音領域で、会話は千ヘルツ前後の高音領域のため、難聴児には雑音の中に会話の音が部分的に消えてしまい、全体の会話の理解に苦勞をしています。

言葉を話す能力は、言葉を聞く能力と相互に密接な関係にあります。中等度難聴児は、生活の音への反応は良好であっても、難聴を放置すれば、聞き取る能力や言語の発達、学力、コミュニケーション障害で孤立、不登校など、社会生活面での問題などを抱えるようになる傾向があります。中等度難聴児であっても、早期からの適切な補聴器装用と教育的介入で、言語発達、学業面でのおくれが少なくなる結果も出ています。

アメリカでは二十五デシベル以上の補聴器装用を推奨していますが、日本では、障害者自立支援法に基づき、高度難聴の七十デシベル以上にならないと補装具費の支給が受けられません。つまり、中等度難聴児は補聴器の装用が必要にもかかわらず、補聴器交付が受けられない現状です。

このように、身体障害者に該当しない難聴児は公的援助が受けられず、片耳約十二・五万円、両耳平均約二十五万円との高額な経済的負担が補聴器装用に際しての大きな障壁となっています。

このたび東京都では中等度難聴児発達支援事業に予算が計上されました。障害者自立支援法に基づく助成対象とならない中等度難聴児の補聴器購入費用の一部を、都と区が二分の一の負担割合で新たに始めることになったと伺いました。

ここで二点質問いたします。

一点目に、区の中等度難聴児の現状をお聞かせください。

二点目に、東京都の補助事業に伴い、世田谷区においても対象となる児童生徒への補助事業はどのように進めていくのか、区としての見解をお聞かせください。

以上をもちまして壇上からの質問を終わらせていただきます。(拍手)

バス路線延伸に向けた実験運行

◎五十嵐 交通政策担当部長 私からは、コミュニティーバス路線の実験運行について、二点の質問にお答えいたします。

二子玉川駅と宇奈根地区会館等を結ぶ喜多見～宇奈根地区コミュニティーバスの喜多見住宅付近への延伸につきましては、本年度、アンケート調査を実施するとともに、平成二



十五年度予算案に実験運行の経費を計上いたしました。

アンケート調査につきましては、喜多見地区にお住まいの方々の二子玉川方面への外出行動やバス路線の延伸についての御意見をお聞きするため、喜多見一丁目から四丁目に居住する、おおむね三千二百世帯の中から六百世帯を抽出し、アンケート票を配付したもので、二百三十六票の回答をいただき、現在、集計分析中でございます。

実験運行の実施に当たりましては、より多くの方々に御利用いただくことが重要であり、「区のおしらせ」やホームページなどさまざまな広報媒体を活用して周知を図るとともに、関係する町会・自治会や周辺の企業等への御説明や御意見を伺うなど、丁寧な対応に努めてまいります。

また、調査結果を踏まえ、停留所の位置や走行ルートの設定、運行時期や時間帯など、課題の整理検討を、バス事業者と連携しながら着実に進めてまいります。

以上です。

マンション相談の充実

◎春日 都市整備部長 私からは、マンション管理についてお答え申し上げます。

初めに、マンション実態調査についてでございます。

世田谷区内の分譲マンションにつきましては、築年数四十年を超えるものが、今後十年間で約二百件から九百件へと四倍以上に増加することが見込まれており、こうしたマンションの実態を把握することは大変重要だと認識しております。

世田谷区では平成十四年度、世田谷区マンション実態調査を行い、第三次住宅整備方針の重点プロジェクトとしてマンションの維持管理支援を位置づけ、マンション交流会の立ち上げや相談支援体制の整備など、マンション施策の推進に取り組んでまいりました。

東京都では昨年度、都内全マンションを対象とした実態調査を行い、築年数、構造、戸数等の概要、管理や建てかえの状況等、基礎的な情報をデータベース化したところでございます。

区といたしましては、このデータベースを活用し具体的な施策に生かすとともに、区独自のマンション実態調査につきましても、必要に応じて検討していきたいと考えております。

次に、マンション相談の充実でございます。

マンション相談につきましては、一級建築士、マンション管理士が相談員となり、第二火曜日と第四月曜日に実施しております。建物の構造から起因する問題や、管理組合の運営、大規模修繕など多岐にわたる相談を受けております。

また、区ではマンション管理士会の協力によりマンション管理講座を行っておりますが、この講座の修了後、相談会を実施し、管理組合や居住者の悩みをじっくりお聞きし、解決への道を示し、好評を得ております。

さらに、区民が主体となったマンション交流会が活発に活動を展開しておりますが、来



年度、この交流会とマンション管理士が連携して個別相談会を実施できないか、話し合いを進めているところでございます。

今後もマンション相談についてPRの仕方を工夫するとともに、内容も充実させ、より快適なマンションライフを満喫できるよう、居住者、管理組合を支援してまいります。

以上でございます。

インクルーシブ教育について

◎古閑 教育政策部長 インクルーシブ教育について、三点の質問にお答えします。

まず、発達障害児に対する普通学級での対応についてでございます。

通常の学級に在籍する発達障害者の子どもたちへの支援の充実は大変重要な課題であると認識しております。各学校では、校長のリーダーシップのもと、障害のある児童生徒にかかわる相談の窓口などを担う特別支援教育コーディネーターが中心となり、スクールカウンセラーや教育相談室の相談員を交えて、発達障害の特性の理解にかかわる研修を実施したり、配慮を要する一人一人の子どもの理解や指導の進め方を検討する会議を行ったりしております。

また、教育委員会では、区立学校管理職や特別支援教育コーディネーター、教育相談主任などを対象とした研修の実施や、各学校の要請に基づく支援員の配置などを行っているところでございます。

引き続き教育相談室や特別支援学校、関係機関との連携を一層充実するなど、発達障害の子どもたちへの支援の充実に努めてまいります。

次に、全公立小学校で共有できるスタンダードの作成についてお答えします。

発達障害の子どもたちは、例えば進級して、新しい友達や担任、新しい教室で生活など、環境の変化に対応することが難しいことがございます。こうした中、前の学年の担任と新しい学年の担任が十分に情報を共有して、その子どもの理解を深め、必要な配慮や支援を継続的に進めていくことなどが大切でございます。そのために、一人一人の教職員が発達障害についての理解を深め、また、障害の特性に応じた配慮をよく認識しておくことが必要であり、教育委員会では、配慮を必要とする子どもの理解と支援を充実するための指導資料を作成したり、心理の専門家などを招いた研修会を実施したりするなどしております。

議員御指摘のような資料は、発達障害の子どもたちの継続的な支援を進めていく上で有効であると考えます。

教育委員会では、世田谷九年教育の推進の一環として、今年度から学校と連携して特別支援教育の充実に向けた検討を進めておりますが、御提案の内容も踏まえまして検討を行い、発達障害の子どもたちの支援の充実に努めてまいります。

次に、情報の共有化についてでございます。

各学校においては、配慮を必要とする子どもたちの実態や生活の様子、指導の方針や配慮事項等をまとめた個別指導計画などを作成して教育活動を進めております。こうした計



画は、教員と保護者が共通理解を深めたり、学校の教職員が情報を共有したりするために有効な手段の一つとなっており、各学校では、個人情報の保護、管理に十分留意しながら、こうした計画を活用しています。

区立小中学校においては、全ての教職員に校務用パソコンを配備し、通知表や指導要録など、一人一人の子どもの指導の記録などの作成や管理などにも活用しており、配慮を要する子どもたちの個別指導計画の作成管理にも活用を進めているところです。

議員御提案の特別支援教育にかかわる個別の指導資料等のパソコン上での管理、情報の共有化につきましては、先進的な自治体の取り組み等について詳しく把握するとともに、世田谷区の校務用パソコンのシステムの中でどのように充実させることができるか、課題を整理いたしまして検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中等度難聴児の補聴器購入費助成

◎藤野 保健福祉部長 中等度難聴児に関して、二点御答弁申し上げます。

初めに、現状についてでございます。

区における難聴児の把握につきましては、主に三歳児健診で行っており、聴力検査キットを用いた聴力検査に加え、医師による問診により聴覚の確認をしております。

平成二十三年度の状況といたしましては、受診した六千八百八人のうち三十三人が精密健康検査の対象となっております。また、区立総合福祉センターでは、言語の発達のおくれなどについて御相談に見えた一歳から就学前のお子さんが年間約四百人おり、聴力検査を受けております。最近五年間の状況を見ますと、医師による診察の結果、平成十九年度では二名、二十年度では一名、二十一年度では一名、計四名の方の聴覚障害が明らかとなっております。

続きまして、補聴器購入費用の補助の事業化についてでございます。

現在の障害者自立支援法では、身体障害手帳の認定基準に該当しない中等度の難聴児につきましては補聴器の購入費助成を行う制度がなく、区にも身体障害者手帳に該当しない中等度難聴のお子さんの保護者の方から補聴器の購入費助成についての御要望が寄せられております。

東京都におきましては来年度より、身体障害者手帳の認定基準に該当しない中等度難聴児に対し補聴器の購入費を助成する区市町村に対する中等度難聴児発達支援事業を、都二分の一、区二分の一の負担割合で新規に実施する予定と伺っております。

区といたしましては、三月下旬に東京都が実施を予定しております事業概要説明会の内容を把握した上で、中等度難聴児の補聴器購入に対する助成の可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。



◆十八番（福田妙美 議員） 御答弁、どうもありがとうございました。私からは、改めて要望を申し上げさせていただきます。

義務教育までのこの年齢は、お子様のやっぱり心も体も基礎をつくる大切な時期であります。どのお子様もやっぱり安心して学校で教育を受けられる、そういった環境の整備をぜひともお願いしたいと思っております。

そして、あと中等度難聴の補聴器についても、ぜひとも事業化を進めていただけることを強く要望して、私からの質問を終わらせていただきます。